

基本方針 1 環境教育・環境学習の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコライフの普及	(1) 環境学習の推進	フリーマーケットの開催(継続) 【1-5-1, 5-7-1に再掲】	家庭での不用品を有効利用することを通じて、物を大切に する気持ちを育み、合わせてごみの減量化や資源保護 に対する市民の関心を高めるために実施 (芦屋市商工会女性部共催) 1 場 所：ペDESTリアンデッキ 2 出店数：28店(各開催日共) 5月8日, 11月13日	環境処理センター施設 担当
	(2) 環境教育の推進	施設見学(環境処理センター)(継続) 【4-7-2に再掲】	市内小学校及び一般の施設見学 団体又は個人の事前申込により、「廃棄物処理と環境問題」 をテーマにごみ処理の現状を説明し、ごみ焼却施設 や燃やさないごみの選別場を実際に見ることで、廃棄物 に対する理解を深める啓発を行った。また、環境処理セ ンター施設見学のお知らせが広範囲にできるよう芦屋 市生涯学習出前講座、兵庫県のひょうご環境学習施設ガ イドブックに登録及び掲載をしている。 参加人数：約600人 随時実施	環境処理センター施設 担当
	(2) 環境教育の推進	「住みよい芦屋をつくる」 ポスター展(継続) 【5-7-2に再掲】	環境問題を啓発するため、市内の小・中学校生を対象に 「ごみ問題」、「環境問題」についてポスター作品を募 集し、展示した。 応募作品：342点、入選作品：26点 1 展示場所：市民センター (上記終了後、引続き、展示を行った。) 11月16日～30日 2 展示場所：市役所北館1階 12月1日～8日	環境処理センター施設 担当
	(3) 環境学習の場の保全	地区集会所使用料の減免(継続)	社会教育団体等の紹介所使用料を減免する。 12ヶ所の芦屋市立地区集会所使用料の減免 年間2,968件	市民参画課
	(3) 環境学習の場の保全	(継続)ポイ捨て禁止啓発 用ポスター展	展示場所：市役所北館1階通路,市民センター空中通路 市立小学校在校生(4年生から6年生)を対象に「ポイ 捨て禁止」についてポスター作品を募集し、展示した。 応募作品：278点 11月16日～30日	生活環境部 総務課
	(4) 環境情報の充実	啓発・広報活動(継続) 【1-5-1に再掲】	1 広報あしや環境特集号を新聞折込 6月8日 2 家庭ごみハンドブックを各戸配布 3月 3 ごみ収集カレンダーを各戸配布(家庭ごみハンドブ ックと同時配布) 3月 4 市内転居者(全部入居世帯)に、家庭ごみハンドブ ックとごみカレンダーを配布 随時 5 「マイバックキャンペーン」実施 6月8日, 11月13日 6 環境処理センター施設見学会開催 随時実施	環境処理センター施設 担当
	(4) 環境情報の充実	集会所での情報の提供(継続)	集会所の掲示板を活用し、地域に情報を提供する。	市民参画課
	(4) 環境情報の充実	「芦屋市の環境」作成	騒音、振動、大気の状態等の測定結果まとめ 印刷部数：150部 配 布 先：市内小・中学校,高校,図書館,市等,その 他関係機関	生活環境部 総務課(環境 保全)

基本方針 1 環境教育・環境学習の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
2・人と自然とのふれあいの推進	(1) 環境学習の推進	学校における環境教育の推進(継続)	各学校で、各学年に応じて、教育課程の中に位置づけて推進している。具体的には、各学年において、三領域及び総合的な学習の時間に位置づけた、年間カリキュラムを作成し、それに基づいて、推進している。 通年実施	学校教育課
	(1) 環境学習の推進	秋の公民館講座 「21世紀のエコロジー」 講座の実施	環境問題を学習する講座を実施 全4回、「京都議定書はどこへ行く」、関西電力大飯原発「エル・パークおおい」見学ほか。 10月29日～12月3日 場所：市民センター 参加人数：受講者数 27人、延べ86人参加	公民館
	(1) 環境学習の推進	春の公民館講座 「春の植物ウォッチング」 - 自然を通して環境問題を考えよう	甲子園浜に残された干潟と自然環境センターでの現地学習など、講師と一緒に歩きながら、自然を通して環境を考える講座を実施 全4回 5月10日～7月5日 会場：現地 参加人数：受講者数 31人、延べ120人参加	公民館
	(1) 環境学習の推進	芦屋川カレッジのカリキュラムの中で 環境をテーマの講義の実施	9月21日 テーマ：21世紀の環境と文明 講師：国際日本文化研究センター教授 安田喜憲 参加人数：50人 10月26日 テーマ：エネルギーと環境 講師：京都大学原子炉実験所 小出裕章 参加人数：100人	公民館
	(1) 環境学習の推進	青少年野外活動センター事業	・施設休止中のため未実施	体育館・青少年センター
	(1) 環境学習の推進	親子星空観察会	星空を通じて大気環境保全への意識を高めてもらうため、「芦屋星を観る会」の協力を得て実施 場 所：芦屋市市民センター403号室 参加人数：8月8日 28名 1月28日 16名	生活環境部 総務課(環境保全)
	(2) 環境教育の推進	学校園禽舎整備工事(継続)	・潮見小学校禽舎整備工事として、2箇所あった禽舎の内1箇所をリニューアルし、統合し常に日陰で衛生上悪い1箇所を解体撤去した。現在は日当たりの良い教室棟南側に設置している。 8月31日実施	教委施設課
	(2) 環境教育の推進	水道水源保全作戦(継続) 【4-6-3に再掲】	水道週間(6月1日～7日)の一環として、本市の自己水源である芦屋川の水質を守るため、取水口より上流の清掃を実施 実施日：6月3日(金) 13:00～15:00 主 催：芦屋市水道部 15名 共 催：芦屋市水道サービス協会 1名 協 力：芦屋健康福祉事務所 1名 芦屋市水道事業協同組合 3名 芦屋カンツリー倶楽部 10名 芦屋市生活環境部 3名 合計 34名 ゴミ収集量：780kg ゴミの主な内容：タイヤ25本 アルミホイール2本 自動車の変速機 2台 その他 車のバッテリー、パーベキューセット、空き缶、等	水道部

基本方針 1 環境教育・環境学習の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
2・人と自然とのふれあいの推進	(3) 環境学習の場の保全	青少年野外活動センターの管理・運営	・震災により休止 ・柿谷ハイキング道から芦有ゲートのハイキング道として開放	体育館・青少年センター
	(3) 環境学習の場の保全	市民農園の管理・運営	市民が土と自然にふれあい、野菜・花などを栽培しながら、作る楽しみや収穫する喜びを体験できるレクリエーションの場として、農家の協力を得て市民農園を市民に提供する。 岩園町第1市民農園：28区画 岩園町第2市民農園：35区画 六麓荘町市民農園：51区画 計114区画 許可期間 平成17年4月1日～平成19年3月31日	経済課
	(4) 環境情報の充実	啓発用ビデオ等の貸し出し	環境啓発用ビデオ等の貸し出しを行っている。 ビデオの貸し出し 「芦屋の自然」 通年実施	生活環境部 総務課（環境保全）
3・環境への負荷の低減	(4) 環境情報の充実	環境問題の啓発 【3-4-2に再掲】	環境パネル展により環境問題の啓発を行う。 日 時：6月23日（月）～6月27日（金） 場 所：市役所北館 内 容：地球温暖化について、こどもエコクラブの活動報告も併せて掲示	生活環境部 総務課（環境保全）
5・参画と協働の推進	(1) 環境学習の推進	芦屋市生涯学習出前講座（新規）	環境に関する講座等、市政に関する様々なメニューを用意し、市民で構成する団体の要請に基づき市職員を派遣し、グループ・サークルの環境学習への支援を行うとともに、情報の発信を行う。 通年実施	生涯学習課
	(1) 環境学習の推進	社会教育関係団体の登録	社会教育法に基づき学習活動をしているグループ（社会教育関係団体）を支援するため「芦屋市社会教育関係団地」の登録を行っている。 登録団体数：419団体（うち環境関係団体9） *登録団体は市民センター等の施設使用料の30%を免除している 登録は3年ごとに行っている	生涯学習課

基本方針 2 自然環境の保全

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコライフの普及	(2) 生きものの生息環境の保全	ハイキングコース清掃及びごみ持ち帰り啓発事業	ハイキングを楽しみながら、ハイキングコース内にある可燃ごみ・不燃ごみを収集するなど六甲山の自然公園の美化活動を実施。また、阪急芦屋川でハイカーにUパック・ティシュペーパー等を配布し、ごみの持ち帰りを呼びかけ、自然公園の美化啓発を実施。(六甲山を美しくする会主催：事務局=芦屋市・西宮市・宝塚市) 1. クリーンハイキング 日時：9月23日(日) 場所：柿谷ハイキングコース 参加者：約400人 配布物：Uパック、ティシュペーパー、軍手 2. クリーンキャンペーン 日時：9月10日(日) 場所：阪急芦屋川北広場 参加者：約250人 配布物：Uパック、ティシュペーパー	経済課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)松くい虫被害木伐倒駆除事業	事業規模 県単独松くい虫被害対策緊急事業 40㎡ 松くい虫伐倒駆除県命令事業 44㎡ 事業内容 財産区共有地において発生した松くい虫被害木を緊急に伐倒し、被害の蔓延を防ぎ、森林としての機能を確保するもの。市経済課への委託事業。 10月28日～11月25日	管財課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	松くい虫防除事業	市内の樹木所有者が、松くい虫の被害樹木を伐採駆除等の防除事業を実施した場合、その防除事業費の一部を補助することにより被害の蔓延を防止するもの。 件数：15件 本数：160本 材積：64.0948m ³	経済課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)わがまちクリーン作戦 【4-6-3, 5-7-1に再掲】	芦屋市自治環境協議会主催で環境月間と環境衛生週間に年2回実施。各自治会を中心に、市民団体等も参加し市内一斉の美化清掃を実施する。 1 日時：6月12日(日) 参加者：1,801名 ごみ収集量：不燃ごみ 550kg 可燃ごみ 4,750kg 合計 5,300kg 2 日時：9月29日(木) 参加者：1,621名 ごみ収集量：不燃ごみ 370kg 可燃ごみ 1,850kg 合計 2,220kg	生活環境部 総務課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)山まつり協賛事業 【1-7-1に再掲】	芦屋市自治環境協議会主催により、5月9日(日)に実施 1 ごみの持ち帰りキャンペーン 参加者：20名 場所：阪急芦屋川駅前 内容：ポイ捨て禁止啓発グッズ700セット配布 2 芦屋川クリーン作戦 雨天中止	生活環境部 総務課
2・人と自然とのふれあいの推進	(1) 自然環境の状況把握	水生生物調査(継続)	芦屋川に棲息する指標生物を調査し、水質の判定を行なうもので、市内の小学生と一緒に小学校の先生の協力を得て実施 場所：のびのび学級・芦屋川/川原毛堰堤 参加人数：23人 8月9日実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 自然環境の状況把握	芦屋川自然保護事業	「芦屋川に魚を増やそう会」主催事業に協力 ホタル鑑賞会 雨天のため中止	生活環境部 総務課(環境保全)

基本方針 2 自然環境の保全

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
2・人と自然とのふれあいの推進	(2) 生きものの生息環境の保全	親子自然教室(継続)	小学生とその親が野外で自然に直接触れながら、植物や動物の観察・採集・実験を行い、植生や生態系を学ぶことによって、環境保全の大切さや自然の素晴らしさを親子で体験する。年間6回実施 延べ170人参加 場所：芦屋市内および近郊市町	上宮川文化センター
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)花壇植栽管理事業 【5-6-3に再掲】	自治会管理分2,345㎡, 呉川・打出・南宮浜・東山北・浜風東・浜風南公園等の花壇 通年実施 (財)芦屋市都市整備公社に管理委託分453㎡, 国道43号線芦屋川橋, 国道2号線業平橋, 鳴尾御影線宮塚橋等の花壇管理を委託。 通年実施	公園緑地課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(新規)緑化等環境保全事業 【4-6-2に再掲】	市民等が生垣・壁面等の緑化を行う場合に助成を行う。 助成件数 17件 助成金額 3,000,000円	公園緑地課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)南芦屋浜地区海岸美化事業 【4-6-3に再掲】	兵庫県尼崎港管理事務所が管理する南芦屋浜地区北護岸の美化保持のために、芦屋市が海岸内の環境整備にかかる美化事業を受託し、(財)芦屋市シルバー人材センターに清掃業務の委託を行った。 護岸清掃延長 L=1,768m	公園緑地課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)芦屋市総合公園整備事業(償還)	南芦屋浜地区に花と緑のネットワークづくり及び防災の拠点並びにスポーツの核となる公園としての整備。 (割賦金の支払い) 全体計画面積; 10ha	公園緑地課
	(3) 人と自然とのふれあいの場の保全	(継続)南芦屋浜地区都市公園整備事業	南芦屋浜地区のまちづくり計画に伴い、都市環境の向上及び地域住民の休養、散策等の利用に供するための公園を整備する。南浜公園 0.25ha 7月～1月実施	公園緑地課

基本方針 3 公害対策の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3・環境への負荷の低減	(1) 公害に関する環境情報の把握	排水性舗装(新規)	車道におけるアスファルト舗装を用いた排水性舗装の実施 4月～10月実施 ・船戸町 施工面積 A=1,970㎡ ・大原町 施工面積 A= 549㎡ 合計 A=2,519㎡	道路課
	(1) 公害に関する環境情報の把握	生活騒音対策	「生活環境騒音に関する指導要綱」などに基づき,苦情について随時対応し指導 通年実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	「兵庫地域公害防止計画」に基づく施策	公害の防止を目的として,国が基本方針を示し,県が策定する地域計画で,兵庫地域公害防止計画として,平成14～18年度までの5年間の公害対策事業等の関係事業を推進 通年実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (一般環境大気測定)	朝日ヶ丘小学校測定局,潮見小学校測定局,打出浜小学校測定局で実施 通年実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (酸性雨調査)	朝日ヶ丘小学校で毎月実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (交通量調査)	24時間調査 23地点 ノーマイカーデー調査 年2回(6,12月), 2地点で2時間調査を実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (県移動観測車での調査)	騒音,振動,大気の測定を国道2号(1月)や県道奥山-精道線(5月)や市道宮川線(5月),5号湾岸線(1月)で実施。大気の測定を翠ヶ丘町(5月),西芦屋町(5月)で実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (アスベスト濃度調査)	県が行う調査に協力。潮見小学校,宮川小学校で実施(9月,1月)	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (アスベスト緊急調査)	環境省が行う調査に協力。打出消防分団周辺2箇所で実施(2月)	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	環境測定・調査 (ダイオキシン調査)	県が行う調査に協力。山手小学校で年4回実施(5,8,11,2月)	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 公害に関する環境情報の把握	有害大気汚染物質環境モニタリング	県が行う調査に協力。有害大気汚染物質環境モニタリングを国道43号で平成9年10月から毎月1回実施。平成14年7月に打出自排局から宮川小学校へ移設	生活環境部 総務課(環境保全)
	(2) 自動車公害対策	阪神地域ノーマイカーデー啓発事業 【3-4-1に再掲】	「毎月20日はノーマイカーデー」の啓発 市広報紙,横断幕,庁内LAN,庁内放送,事業所への協力要請 保育フェスティバル,幼稚園や保育所などに ティッシュ・絆創膏による啓発 配布数:5,000個(ティッシュ)2,500個(絆創膏) 6月,12月(強化月間)はポスターを市内広報掲示板に掲示 ポスター:100枚	生活環境部 総務課(環境保全)

基本方針 3 公害対策の推進

基本 目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3・ 環境への負荷の低減	(2) 自動車 公害対策	国道43号・阪神高速道路 公害対策	国道43号及び阪神高速道路3号神戸線における自動車 公害対策に関して尼崎市,西宮市,芦屋市の三市で国及 び関係機関へ要望 要望日及び要望先:11月2日 環境省 :平成18年4月28日 国土交通省近畿地方 整備局,阪神高速道路(株)	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	低公害車普及促進	市広報紙に助成の募集について掲載 民間助成分:17年度は助成無し 1.市保有台数 天然ガス自動車:7台 天然ガス塵芥車:7台 計14台 2.事業者への助成累計台数 天然ガス自動車:5台	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	兵庫県自動車排出窒素酸 化物総量削減計画	自家用自動車の使用自粛 簡易測定による窒素酸化物濃度調査 公用車への低公害車の導入 事業者への低公害車の導入のための支援 低公害車普及のための広報	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	環境測定・調査騒音,振動 測定	打出自排局,宮川小学校自排局で常時実施 国道43号沿道における調査(県市合同調査) 6月実施(精道町)	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	環境測定・調査振動・低周 波音調査	国道43号沿道において,振動及び低周波音調査を実施 (9月実施)官民境界上下各21地点	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	芦屋浜地区騒音測定調査	芦屋浜地区における騒音調査実施 測定7地点 測定月(年10回実施):4月~1月	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	大気汚染防止推進月間や 地球温暖化防止月間の啓 発 【3-4-2に再掲】	「大気汚染防止推進月間」,「地球温暖化防止月間」として 市広報紙で対策の啓発を実施 通年実施 (啓発内容) 1.マイカーの使用自粛・アイドリング・ストップの励行 2.冷房温度の見直し 3.省エネルギー・省資源に取り組むなど	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	環境測定・調査市環境測定 車での調査	騒音,振動,大気の測定を市内15か所で通年実施	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(2) 自動車 公害対策	大気汚染の健康に係る疫 学的調査に伴う大気汚染 連続測定	環境省が行なう疫学調査に伴い,大気汚染等連続測定・ 簡易測定に協力 通年実施 (宮川小学校,若宮町,朝日ヶ丘小学校等計5箇所)	生活環境部 総務課(環境 保全)
	(3) 大気汚 染対策	広域汚泥処理事業(継続) 【3-3-4に再掲】	芦屋下水処理場及び南芦屋浜下水処理場で発生した汚 泥を,兵庫東スラッジ事業所へポンプにより送泥し処理 する。 汚泥処理量(1%換算)合計 152,024m ³ 芦屋下水処理場 148,000m ³ 南芦屋浜下水処理場 4,024m ³	下水処理場
(3) 大気汚 染対策	南芦屋浜下水処理場建設 (継続) 【3-3-4に再掲】	南芦屋浜下水処理場内整備工事 舗装することで大阪湾の水質保全に努める。 第3,4四半期に実施	下水処理場	

基本方針 3 公害対策の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3・環境への負荷の低減	(3) 大気汚染対策	山手幹線街路事業(継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・二層式低騒音舗装 大原町～松ノ内町 A=6,600 m² (5月～6月) ・遮音壁設置(H=1m) 親王塚町～大原町 L= 46m (H16 12月～ H17 12月) ・光触媒歩道舗装 親王塚町～大原町 A= 980 m² (H16 12月～ H17 12月) ・植樹帯設置(w=1m) 親王塚町～大原町 L= 171m (H16 12月～ H17 12月) 	街路課
	(3) 大気汚染対策	環境測定・調査自動車排出ガスの測定(常時観測)	打出自排局と宮川小学校自排局で通年実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(3) 大気汚染対策	環境測定・調査窒素酸化物濃度	国道43号沿道等の68地点で簡易測定 測定月(年2回実施): 5月, 1月	生活環境部 総務課(環境保全)
	(3) 大気汚染対策	特定工作物解体等実施届	解体・改修しようとする建築物にアスベストが使用されている場合や、粉じんが発生する場合、届出させ飛散防止を図っている 通年実施 実施届件数:(石綿)10件 (粉じん)2件	生活環境部 総務課(環境保全)
	(3) 大気汚染対策	環境測定・調査光化学スモッグ監視	4月から10月まで監視体制を実施(4/20～10/19)	生活環境部 総務課(環境保全)
	(4) 水質汚濁対策	広域汚泥処理事業(継続) 【3-3-3に再掲】	芦屋下水処理場及び南芦屋浜下水処理場で発生した汚泥を、兵庫東スラッジ事業所へポンプにより送泥し処理する。 汚泥処理量(1%換算)合計 152,024 m ³ 芦屋下水処理場 148,000 m ³ 南芦屋浜下水処理場 4,024 m ³	下水処理場
	(4) 水質汚濁対策	南芦屋浜下水処理場建設(継続) 【3-3-3に再掲】	南芦屋浜下水処理場場内整備工事 舗装することで大阪湾の水質保全に努める。 第3,4四半期に実施	下水処理場
	(4) 水質汚濁対策	大阪湾環境保全対策	大阪湾クリーン作戦,大阪湾の環境保全に関する国への要望,水質保全に関する情報交換や啓発を毎年行っている。大阪湾環境保全協議会で「大阪湾とわたしたち」の大阪湾環境学習副読本の利用促進に伴うリーフレットの作成や大阪湾住民見学会を実施。 通年実施	生活環境部 総務課(環境保全)
	(5) 振動・騒音対策	特定建設作業実施届出	騒音・振動の発生する作業を実施する場合、届出させ、指導を行っている。 通年実施 届出件数: 222件	生活環境部 総務課(環境保全)
	(5) 振動・騒音対策	特定施設設置届出	騒音,振動の発生する施設を設置する場合、届出させ、騒音,振動の事前防止を図っている。 通年実施 設置届出件数:(騒音)3件 (振動)0件 変更届出件数:(騒音)2件 (振動)0件	生活環境部 総務課(環境保全)

基本方針 4 地球温暖化対策の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3・環境への負荷の低減	(1) 市の率先的取組の推進	庁内リサイクルの推進等 (継続) 【3-5-1に再掲】	平成16年4月から紙資源の分別収集を実施したことに伴い、行政回収に組み入れた。 また、拠点回収していた牛乳パック、ニカド電池の回収箱の使用状況を確認し、広報あしや環境特集号で周知後、撤去したので、今後は、販売店での回収とする。 通年実施	環境処理センター施設担当
	(1) 市の率先的取組の推進	ごみ出しマナー啓発事業 (継続) 【3-5-1に再掲】	平成13年7月から、マナー違反(無分別ごみ、混入ごみ、不法投棄など)ごみの排出者に対し、ごみの分別等、ごみ出しマナーを守ってもらうために「ごみのイエローカード」や「ごみのブルーカード」を排出ごみに貼付し、啓発を行う。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(1) 市の率先的取組の推進	収集体制の充実(継続) 【3-5-1に再掲】	平成14年7月から、粗大(大型)ごみの収集をリフト付きトラックによる非破壊収集に換えることにより、廃棄物の再利用促進を図る。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(1) 市の率先的取組の推進	粗大ごみ収集の有料化(継続) 【3-5-1に再掲】	大型ごみ収集として、平成13年10月から、粗大ごみの収集を有料化した。(予約申込制) また、粗大ごみの収集は引続きリフト車による非破壊収集を行い、粗大ごみの再資源化を促進する。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(1) 市の率先的取組の推進	阪神地域ノーマイカーデー啓発事業 【3-3-2に再掲】	「毎月20日はノーマイカーデー」の啓発 市広報紙、横断幕、庁内LAN、庁内放送、事業所への協力要請 保育フェスティバル、幼稚園や保育所などにティッシュ・絆創膏による啓発 配布数：5,000個(ティッシュ)2,500個(絆創膏) 6月、12月(強化月間)はポスターを市内広報掲示板に掲示 ポスター：100枚	生活環境部 総務課(環境保全)
	(1) 市の率先的取組の推進	芦屋市環境保全率先実行計画の推進	温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた行動計画を推進、「芦屋市環境保全率先実行計画」を平成13年3月28日に策定 平成13年度より取組開始(平成11年度を基準に平成17年度の実績) 1. 温室効果ガス総排出量の削減 【目標：8%以上】 【実績：2.0%減】 2. 市施設等で使用する燃料使用料の削減 【目標：5%以上】 【実績：都市ガス3.2%減】 【実績：その他燃料0.3%増～99.9%減】 3. 電気使用料の削減 【目標：5%以上】 【実績：1.0%増】 4. 水使用料の削減 【目標：5%以上】 【実績：10.0%減】 5. 用紙類(コピー用紙)の使用料(購入料)の削減 【目標：10%以上】 【実績：5.2%減】 6. 低公害車の導入(市公用車のうち低公害車が占める割合) 【目標：10%以上】 【実績：8.0%増】 7. 紙資源回収の推進(紙資源回収量を) 【目標：50%以上増加】 【実績：45.8%増】	生活環境部 総務課(環境保全)

基本方針 4 地球温暖化対策の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3 ・ 環 境 へ の 負 荷 の 低 減	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	エコスクール(継続)平成18年度には校舎棟にライトシェルフを設置予定。	・井水利用による雑用水・散用水水源として精道小学校に整備した。・井水を利用し、校舎内全てのトイレの雑用水に利用を行った。・節水対策として手洗い箇所は自動給水システムを採用し、無駄水の節約に寄与した。(手洗い水栓・洋便器・小便器)・一部校舎完成に伴い、校舎屋上に屋上緑化(高麗芝 167㎡)を行った。・女性トイレの節水対策として「擬似音声・音姫を全ての便器に設置」	教委施設課
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	校舎公害防止工事(継続)	・国道43号線及び阪神高速道路からの大気汚染防止対策として、特別教室棟に全室空調機を取付けた。機器は二酸化炭素を抑制することを目途にGHP方式とし、環境にクリーンなガスエンジンを稼働させ、本体が駆動に必要な電気エネルギーはガスエンジン可動に伴い自己発電し、全館空調とした。 平成18・19年には教室棟、給食・屋体・管理棟、にも導入予定で、最終年にはトータルエネルギーのコスト削減に向けガスコージェネレーションシステムの導入を予定している。	教委施設課
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	校舎棟(教室・管理諸室等)の照明器具の更新(省エネ器具への取替)(継続)	・従来型の器具を高効率で省エネタイプの器具に取替を進めている。平成17年度は精道中学校(管理諸室)、潮見中学校(普通教室15CL)、潮見・浜風幼稚園保育室一部・廊下の照明器具を全て交換した。	教委施設課
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	節水器具への更新(新規)	・潮見中学校全棟におけるトイレ周りの水栓器具を自動給水栓に取替ることで水の節水効果を高めた。(大便器はフラッシュバルブ方式からセンサー方式に更新)、前年度までに小便器はセンサー方式に交換済み。	教委施設課
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	透水性舗装(継続)	歩道におけるアスファルト舗装を用いた透水性舗装の実施 H17.4~H18.3 ・翠ヶ丘町 施工面積 A= 201㎡ ・西蔵町 施工面積 A= 109㎡ ・岩園町 施工面積 A= 243㎡ ・打出小槌町 施工面積 A= 7㎡ ・大原町 施工面積 A= 293㎡ ・川西町 施工面積 A= 47㎡ ・宮塚町 施工面積 A= 397㎡ 合計 A=1,297㎡	道路課
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	環境問題の啓発 【3-1-4に再掲】	環境パネル展により環境問題の啓発を行う。 日 時：6月23日(月)~6月27日(金) 場 所：市役所北館 内 容：地球温暖化について、こどもエコクラブの活動報告も併せて掲示	生活環境部 総務課(環境保全)
	(2) 参画と協働による地球温暖化対策の推進	大気汚染防止推進月間や地球温暖化防止月間の啓発 【3-3-2に再掲】	「大気汚染防止推進月間」、「地球温暖化防止月間」として市広報紙で対策の啓発を実施 通年実施 (啓発内容) 1.マイカーの使用自粛・アイドリング・ストップの励行 2.冷房温度の見直し 3.省エネルギー・省資源に取り組むなど	生活環境部 総務課(環境保全)

基本方針 5 循環型社会の形成

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコライフの普及	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	フリーマーケットの開催(継続) 【1-1-1,5-7-1に再掲】	家庭での不用品を有効利用することを通じて、物を大切に する気持ちを育み、合わせてごみの減量化や資源保護 に対する市民の関心を高めるために実施 (芦屋市商工会女性部共催) 1 場 所：ペDESTリアンデッキ 2 出店数：28店(各開催日共) 5月8日,11月13日	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	リサイクル推進会議(継続) 【5-7-1に再掲】	市民、小売店等の事業者、資源回収業者、県、市が一体 となり、ごみの減量化・再資源化に関する事項を協議し、 ごみの発生抑制や再資源化の推進をするなどの活動に 取り組んでいる。 1 リサイクル推進会議開催 6月27日,9月8日 2 統一キャンペーン(マイバックキャンペーン) 啓発活動：JRペDESTリアンデッキにおいて啓発 用チラシ等の配布 5月8日,11月13日 3 ごみ減量化・再資源化宣言の店(スリム・リサイク ル宣言の店)運動	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	資源ごみ集団回収報奨金 交付事業(継続) 【5-7-1に再掲】	回収活動登録団体に回収量1kgにつき、4円の報奨金を 年2回(10月,4月)交付することにより、ごみ問題に 対する意識の向上を図り、資源の有効利用及びごみの減 量を図る。 活動団体数：140団体 回 収 量：4,593t 回収品目：新聞、雑誌、段ボールその他の紙類、 紙パック類、古着、カン 報 奨 金：18,374千円	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	コンポスト購入助成事業 (継続) 【5-7-1に再掲】	ごみ減量化のため、生ごみを堆肥化するコンポストを市 民が購入する場合、一基につき4,000円を限度に助成(1 世帯2基まで助成) 購入数：2基(累計532基)	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	啓発・広報活動(継続) 【1-1-4に再掲】	1 広報あしや環境特集号を新聞折込 6月8日 2 家庭ごみハンドブックを各戸配布 3月 3 ごみ収集カレンダーを各戸配布(家庭ごみハンドブ ックと同時配布) 3月 4 市内転居者(全部入居世帯)に、家庭ごみハンドブ ックとごみカレンダーを配布 随時 5 「マイバックキャンペーン」実施 6月8日,11月13日 6 環境処理センター施設見学会開催 随時実施	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	ペットボトルの収集(継続)	平成12年7月からペットボトルをリサイクルするた め、分別収集を開始 (平成17年度) 収 集 量：155t 再資源化量：81t リサイクル率：52%	環境処理センター施設 担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	再生可能な家具類の収集 (継続)	自転車・家具類などリフォーム可能な資源を回収し、リ フォーム後、再生品として市民への利用を促し、資源の 有効利用の確保を図ることにより、ごみ減量化・再資源 化を促進する。	環境処理センター施設 担当

基本方針 5 循環型社会の形成

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコライフの普及	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	再生家具類の展示・販売(継続)	ごみ減量化,再資源化への実践及び啓発を目的に再生品の展示・販売会を実施 1 リユースフェスタ(有料展示) 日 時:7月8日~10日 展示品:家具類111点 申込件数:332件 2 リユースフェスタ(無料展示) 日 時:10月21日~23日 展示品:家具類108点 申込件数:177件	環境処理センター施設担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	再生品の利用促進(継続) 【1-5-3に再掲】	再生品の利用促進,スリムリサイクル宣言の店運動,マイバックキャンペーン運動を市民,事業者,市,県でつくる「兵庫県ごみ会議」,「芦屋市リサイクル推進会議」で展開	環境処理センター施設担当
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	(継続)樹木リサイクル事業	芦屋市総合公園に整備したリサイクル施設をPMOあしや(公園を育てる市民の会)が運営し,チップ堆肥化を行う。	公園緑地課
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	リサイクル教室 【5-7-2に再掲】	スカート,セーター,ジーンズ,和服,ネクタイ等の古着や古切れ,食品トレー等を使って,日常生活に役立つものを作る。(年4回実施) (芦屋市消費者協会共催) 場所:分庁舎2階大会議室 参加者:延べ81人 内容: (7月)便利な「かごの裁縫箱」 (9月)おしゃれな「ハンガー」 (12月)サンタの「壁掛け」 (2月)小さい「お雛様」	経済課
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	家庭用品交換会及び修理会	芦屋市消費者協会に委託して実施 1.家庭用品の交換会 食料品,衣類,雑貨品の新品のみの取扱。価格を市価の半額以下とし,同協会が預かり販売する。 日時:9月11日と3月12日の年2回実施 2.家庭用品修理会 靴の修理,刃物の研磨(有料) 日時と場所:10月24日前田集会所前 11月26日竹園集会所横広場	経済課
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	衣料品無料交換会	新品同等の衣類(靴,バック等を含む)及び新品の雑貨を取り扱う。開催日以前に日を決めて出品の受付をし,開催日に一斉に展示し,無料で持ち帰ってもらう。 日時:5月26日~5月30日(年1回実施) 場所:芦屋市消費生活センター出品者:105人 出品数:1,000点(+雑貨)参加者:延べ190人	経済課
	(1)ごみの減量化・再資源化の推進	「買物袋」持参啓発	商工会女性部,芦屋市消費者協会が,包装の簡素化を図るため実施している「買物袋」持参運動の支援	経済課
	(3)グリーン購入の推進	再生品の利用促進(継続) 【1-5-1に再掲】	再生品の利用促進,スリムリサイクル宣言の店運動,マイバックキャンペーン運動を市民,事業者,市,県でつくる「兵庫県ごみ会議」,「芦屋市リサイクル推進会議」で展開	環境処理センター施設担当
	(3)グリーン購入の推進	スリム・リサイクル宣言の店運動(継続)	ごみの減量,再資源化のため,店舗,事業所等,主に小売店,スーパーをスリム・リサイクル宣言の店に指定し,簡易包装の推進,店舗で発生する紙類,カン,ビンの再資源化などの活動を行う。 指定店:42店	環境処理センター施設担当

基本方針 5 循環型社会の形成

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
3・環境への負荷の低減	(1) ごみの減量化・再資源化の推進	庁内リサイクルの推進等(継続) 【3-4-1に再掲】	平成16年4月から紙資源の分別収集を実施したことに伴い、行政回収に組み入れた。 また、拠点回収していた牛乳パック、ニカド電池の回収箱の使用状況を確認し、広報あしや環境特集号で周知後、撤去したので、今後は、販売店での回収とする。 通年実施	環境処理センター施設担当
	(1) ごみの減量化・再資源化の推進	ごみ出しマナー啓発事業(継続) 【3-4-1に再掲】	平成13年7月から、マナー違反(無分別ごみ、混入ごみ、不法投棄など)ごみの排出者に対し、ごみの分別等、ごみ出しマナーを守ってもらうために「ごみのイエロカード」や「ごみのブルーカード」を排出ごみに貼付し、啓発を行う。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(1) ごみの減量化・再資源化の推進	収集体制の充実(継続) 【3-4-1に再掲】	平成14年7月から、粗大(大型)ごみの収集をリフト付きトラックによる非破壊収集に換えることにより、廃棄物の再利用促進を図る。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(1) ごみの減量化・再資源化の推進	粗大ごみ収集の有料化(継続) 【3-4-1に再掲】	大型ごみ収集として、平成13年10月から、粗大ごみの収集を有料化した。(予約申込制) また、粗大ごみの収集は引続きリフト車による非破壊収集を行い、粗大ごみの再資源化を促進する。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(4) 不法投棄対策の推進	不法投棄防止の啓発(継続) 【4-6-3に再掲】	平成13年12月、芦屋市不法投棄防止協議会を設立。平成18年1月に芦屋警察署等関係機関18団体が不法投棄の現状、相互連絡、排出者の特定、通報制度などを話し合った。これを継続することにより、実効性のある活動に取り組んでいく。 排出者に対する厳しい指導及び被排出者に対して管理者責任を自覚してもらうための啓発活動を引続き行う。 通年実施	環境処理センター収集担当

基本方針6 美しいまちなみの保全

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコーの普及	(3) まちなみの美化	(継続)空き缶等の散乱防止に関する啓発事業	美化推進員と連携活動 1 ポイ捨て禁止キャンペーン 年1回市内4ヶ所の駅前で啓発グッズ配布 2 広報紙による啓発 3 各自治会への啓発用ノボリ旗の貸出し及び啓発ステッカーの貸与	生活環境部 総務課
5・参画と協働の推進	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	(継続)芦屋市高齢者保健福祉計画	高齢者のつどい(演芸フェスティバル) 場所:ルナ・ホール 参加者:550人 7月2日実施	高年福祉課
	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	(継続)芦屋市高齢者保健福祉計画	敬老会 場所:ルナ・ホール 参加者:654人 9月11日実施	高年福祉課
	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	(継続)芦屋市高齢者保健福祉計画	高齢者スポーツ大会 場所:川西運動場 参加者:雨天中止 10月15日実施	高年福祉課
	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	(継続)芦屋市高齢者保健福祉計画	～等の生きがい健康づくり事業のほか,養護老人ホームへの措置,介護予防・地域支え合い事業等を実施	高年福祉課
	(3) まちなみの美化	(継続)花壇植栽管理事業 【2-2-3に再掲】	自治会管理分2,345㎡,呉川・打出・南宮浜・東山北・浜風東・浜風南公園等の花壇 通年実施 (財)芦屋市都市整備公社に管理委託分453㎡,国道43号線芦屋川橋,国道2号線業平橋,鳴尾御影線宮塚橋等の花壇管理を委託。 通年実施	公園緑地課
4・美しいまちなみの保全	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	転落防止柵改良(継続)	転落防止柵の取替え新設等の実施 ・市内一円 施工延長 L=250m H17.4~H18.3	道路課
	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	文化財解説版の設置・修理(新規)	国民共有の文化遺産である文化財を,将来の地域社会に受け継ぐため,文化財の解説版を設置して文化財の保護・啓発に努めるとともに情報の発信を行う。 通年実施	生涯学習課 (文化財)
	(1) 美しいまちなみの計画的な保全と創造	遺跡環境整備(継続)	会下山,朝日ヶ丘,金津山遺跡の清掃,草刈等の整備を行う 通年実施	生涯学習課 (文化財)
	(2) 緑化の推進	(新規)緑化等環境保全事業 【2-2-3に再掲】	市民等が生垣・壁面等の緑化を行う場合に助成を行う。 助成件数 17件 助成金額 3,000,000円	公園緑地課

基本方針6 美しいまちなみの保全

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
4・美しいまちなみの保全	(2) 緑化の推進	山手幹線街路事業(継続)	道路植栽 18年2月~3月 ・船戸,松ノ内町 高木 35本 中木 7本 低木 2,495本 地被類 1,062鉢 緑化面積 203㎡ ・三条南町 高木 36本 中木 8本 低木 3,911本 地被類 4,109鉢 緑化面積 423㎡ ・親王塚町 高木 31本 中木 低木 744本 地被類 緑化面積 128㎡ ・大原町 高木 8本 中木 18本 低木 537本 地被類 緑化面積 67㎡ 合計 高木 110本 中木 33本 低木 7,687本 地被類 5,654鉢 緑化面積 821㎡	街路課
	(3) まちなみの美化	(継続)南芦屋浜地区海岸美化事業 【2-2-3に再掲】	兵庫県尼崎港管理事務所が管理する南芦屋浜地区北護岸の美化保持のために,芦屋市が海岸内の環境整備にかかる美化事業を受託し,(財)芦屋市シルバー人材センターに清掃業務の委託を行った。 護岸清掃延長 L=1,768m	公園緑地課
	(3) まちなみの美化	不法投棄防止の啓発(継続) 【3-5-4に再掲】	平成13年12月,芦屋市不法投棄防止協議会を設立。平成18年1月に芦屋警察署等関係機関18団体が不法投棄の現状,相互連絡,排出者の特定,通報制度などを話し合った。これを継続することにより,実効性のある活動に取り組んでいく。 排出者に対する厳しい指導及び被排出者に対して管理者責任を自覚してもらうための啓発活動を引続き行う。 通年実施	環境処理センター収集担当
	(3) まちなみの美化	水道水源保全作戦(継続) 【2-1-2に再掲】	水道週間(6月1日~7日)の一環として,本市の自己水源である芦屋川の水質を守るため,取水口より上流の清掃を実施 実施日:6月3日(金)13:00~15:00 主催:芦屋市水道部 15名 共催:芦屋市水道サービス協会 1名 協力:芦屋健康福祉事務所 1名 芦屋市水道事業協同組合 3名 芦屋カンツリー倶楽部 10名 芦屋市生活環境部 3名 合計34名 ゴミ収集量:780kg ゴミの主な内容:タイヤ25本 アルミホイール2本 自動車の変速機 2台 その他 車のバッテリー,パーベキューセット, 空き缶,等	水道部
(3) まちなみの美化	山まつり協賛事業(継続)	芦屋市自治環境協議会主催により,「ごみの持ち帰りキャンペーン」(阪急芦屋川駅)実施予定が雨天のため中止 5月22日	市民参画課	

基本方針 7 参画と協働の推進

基本目標	基本施策	事業名	事業内容及び実施時期等	所管課
1・芦屋エコー イフの普及	(1) 各主体における環境保全活動の推進	(継続)山まつり協賛事業 【1-2-3に再掲】	芦屋市自治環境協議会主催により、5月9日(日)に実施 1 ごみの持ち帰りキャンペーン 参加者:20名 場所:阪急芦屋川駅前 内容:ポイ捨て禁止啓発グッズ700セット配布 2 芦屋川クリーン作戦 雨天中止	生活環境部 総務課
	(1) 各主体における環境保全活動の推進	フリーマーケットの開催(継続) 【1-1-1,1-5-1に再掲】	家庭での不用品を有効利用することを通じて、物を大切に する気持ちを育み、合わせてごみの減量化や資源保護 に対する市民の関心を高めるために実施 (芦屋市商工会女性部共催) 1 場 所:ペDESTリアンデッキ 2 出店数:28店(各開催日共) 5月8日,11月13日	環境処理セ ンター施設 担当
5・参画と協働の推進	(1) 各主体における環境保全活動の推進	リサイクル推進会議(継続) 【1-5-1に再掲】	市民、小売店等の事業者、資源回収業者、県、市が一体 となり、ごみの減量化・再資源化に関する事項を協議し、 ごみの発生抑制や再資源化の推進をするなどの活動に 取り組んでいる。 1 リサイクル推進会議開催 6月27日,9月8日 2 統一キャンペーン(マイバックキャンペーン) 啓発活動:JRペDESTリアンデッキにおいて啓発 用チラシ等の配布 5月8日,11月13日 3 ごみ減量化・再資源化宣言の店(スリム・リサイク ル宣言の店)運動	環境処理セ ンター施設 担当
	(1) 各主体における環境保全活動の推進	資源ごみ集団回収報奨金 交付事業(継続) 【1-5-1に再掲】	回収活動登録団体に回収量1kgにつき、4円の報奨金を 年2回(10月,4月)交付することにより、ごみ問題に 対する意識の向上を図り、資源の有効利用及びごみの減 量を図る。 活動団体数:140団体 回 収 量:4,593t 回収品目 :新聞、雑誌、段ボールその他の紙類、 紙パック類、古着、カン 報 奨 金:18,374千円	環境処理セ ンター施設 担当
	(1) 各主体における環境保全活動の推進	コンポスト購入助成事業 (継続) 【1-5-1に再掲】	ごみ減量化のため、生ごみを堆肥化するコンポストを市 民が購入する場合、一基につき4,000円を限度に助成(1 世帯2基まで助成) 購入数:2基(累計532基)	環境処理セ ンター施設 担当
	(1) 各主体における環境保全活動の推進	芦屋三大まつりへの援 助・協力(継続)	第17回芦屋さくらまつりの開催援助(主催:芦屋さく らまつり協議会) 4月2日,3日 場 所 芦屋川東側沿道(大正橋~国道2号線) 内 容 コンサート、縁日、イベント等 参加者 延 78,000人	市民参画課
	(1) 各主体における環境保全活動の推進	芦屋三大まつりへの援 助・協力(継続)	第27回芦屋サマーカーニバルの開催援助(主催:芦屋 市民まつり協議会) 7月23日 場 所 南芦屋浜地区 内 容 花火大会、ドラゴンボートレース大会、縁 日、イベント等 参加者 延 90,000人(会場内)	市民参画課
(1) 各主体における環境保全活動の推進	芦屋三大まつりへの援 助・協力(継続)	第17回あしや秋まつりの開催援助(主催:あしや秋ま つり協議会) 10月9日 場 所 精道小学校校庭及び東側道路 内 容 地車練り回し、縁日、イベント等 参加者 延 40,000人	市民参画課	

